

特定非営利活動法人相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会と称する。通称を NPO 法人 れんきょうと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市中央区富士見6丁目1番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らせる社会を実現するため、障がい児者福祉団体が障がいの種類等の枠を超えて相互に密接に連携し行政機関等と協調して、市民の障がいに対する理解を増進するとともに、障がいのある人々のニーズに対応した支援及び施策の充実を図り、もって障がい福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障がい児者に対する社会の正しい理解を深める普及啓発事業
- ② 障がい児者の共通課題並びに諸問題に関する情報収集、調査・研究並びに解決に向けた事業
- ③ 障がい児者の就学・就労の環境整備並びに社会参加に関する事業

- ④ 障がい児者への激励、親睦並びに研修の諸事業に関する事業
- ⑤ 障がい児者の相互理解を促進する事業
- ⑥ 障がい児者福祉団体の組織活動支援及び交流促進事業
- ⑦ 関係機関・団体との連携・協調を図る事業
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 受託販売事業
- ② 自動販売機事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同した障がい児者福祉団体とする。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は社員総会の定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 退会届を提出したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任

意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から2週間前までに当該会員に通知し、かつ除名の議決を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費等は返還しない。

第4章 役員

(役員の設定)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、理事会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して、会務を掌理し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。又、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の業務の執行状況及び財産の状況を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項の監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- 4 前項の報告のため必要な場合には、総会を招集すること。
- 5 理事会へ意見を述べるため又は第1項及び第2項の目的のために、理事会を招集すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席代議員の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 役員に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

第5章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、すべての正会員の所属会員から選出された代議員をもって構成する。

(種別)

第21条 この法人の社員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権能)

第22条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 理事及び監事の解任
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 事業計画及び予算の承認
- (8) 事業報告及び決算の承認
- (9) 長期借入による資金の調達
- (10) 事業の全部又は一部の譲渡
- (11) 会員の除名
- (12) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 社員総会は、通常総会として毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から目的及び招集の理由を示して、会長に対し、社員総会の招集を請求したとき。
- (3) 第16条第4項の規定により監事が招集するとき。

(招集)

第24条 社員総会は、前条第2項第3号を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった時は、その日から

30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 社員総会を招集するには、代議員に対し、会議の目的及び審議事項並びに日時及び場所を示して、開会の日々の2週間前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第26条 社員総会における議決権は、理事及び監事を除く正会員の所属会員から選出された5名の者（以下「代議員」という。）につき各1票とする。

- 2 代議員は、社員総会日の3週間前までに文書又は電磁的方法をもって登録しなければならない。

(定足数)

第27条 社員総会は代議員総数の2分の1の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、総議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した総代議員の議決権の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上の出席であって、出席代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散、合併
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(表決権等)

第29条 社員総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

- 2 書面等表決の期限は、当該社員総会の前日までとする。
- 3 第1項の規定により表決した代議員は、第27条、前条及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する代議員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の定数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決数及び表決委任数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議長及び議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議長及び会議において選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 会員の資格の得喪に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (5) 事務局の組織等に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催及び招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって請求があったときに開催する。

- 3 第16条第5項の規定により、監事から請求のあった時、その日から14日以内に招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、可否同数の場合、議長の決するところによる。

- 2 理事会の決議事項は、第33条第4項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

(表決権等)

第37条 理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において第35条、前条及び次条第1項第2号の適用については、出席したものとみなす。

- 2 書面等表決の期限は、当該理事会の前日までとする。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の定数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決数及び表決委任数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議長及び会議において選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録

に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を経なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、年度開始までに総会の決議を経ていない場合、又はやむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用となる。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その年度終了後3か月以内に社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 活動計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 年間役員名簿
- (6) 社員のうち10名以上のものの名簿

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

2 会計処理の基準及び手続につき、会長が理事会の議決を経て「会計規定」を定める。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(資産の管理)

第45条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係る者に限る。）
- (10) 定款変更に関する事項

(解散)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、法第11条第3項に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は官報に掲載して行う。但し、貸借対照表の公告については障害への理解を進める情報発信サイト「さーくる」の中の「特定非営利活動法人相模原市障害児者福祉団体連絡協議会」のページに掲載する。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長、その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会長	鈴木秀美
副会長	羽田 彌
副会長	大石真弥
理事	古山 高
理事	佐々木俊治
理事	平柳眞一
理事	谷澤藤男
理事	秋山勝美
理事	松原充子
理事	榛澤昌高
理事	片岡加代子
理事	柴崎罔秋
理事	町田紘一
監事	久保信之
監事	橋本一男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金

正会員	0円
賛助会員	団体 0円
	個人 0円

会費(年会費)

正会員	一口1,000円で5口以上
賛助会員	団体 一口1,000円で2口以上
	個人 一口1,000円で2口以上

以上

附則

- 1 この定款は、平成27年10月15日から施行する。
改定箇所：理事会における代理人委任が出来ることとした。
- 2 この定款は、平成30年6月10日から施行する。
改定箇所：公告の方法
- 3 この定款は、令和2年8月21日から施行する。
改訂箇所：役員の任期
- 4 この定款は、令和7年6月22日から施行する。
改定箇所：監事の数をも2名から1名以上に変更した。(13条)
- 5 この定款は、令和 年 月 日から施行する。
改定箇所：役員の選任(14条)、役員の解任(18条)、権能(22条)、
権能(32条)、定款の変更(46条)